

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成18年～令和2年)

年	法違反の状況			法違反の認識状況(%)			最低賃金額未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	旧法第5 条、法第4 条違反事業 場数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知ら ないが最賃 が適用され ることは 知っていた	最賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未満 労働者数	未満 労働者数の 比率 (%)
18	73	7	9.6	14.3	71.4	14.3	1,275	24	1.9
19	266	19	7.1	42.1	42.1	15.8	3,670	74	2.0
20	257	24	9.3	47.9	50.6	1.6	2,720	72	2.6
21	124	37	29.8	56.5	42.7	0.8	2,274	166	7.3
22	192	35	18.2	56.3	42.2	1.5	2,969	206	6.9
23	206	42	20.4	54.9	43.7	1.4	2,596	125	4.8
24	196	9	4.6	59.2	39.8	1.0	2,059	27	1.3
25	244	30	12.3	40.0	56.6	3.4	2,089	77	3.7
26	200	13	6.5	68.0	30.5	1.5	1,831	80	4.4
27	194	28	14.4	62.9	36.6	0.5	1,720	77	4.5
28	205	29	14.1	71.7	23.9	4.4	2,311	126	5.5
29	279	41	14.7	64.9	34.4	0.7	2,769	105	3.8
30	249	32	12.9	84.3	14.9	0.8	2,212	86	3.9
31	266	39	14.7	86.5	13.2	0.3	2,724	131	4.8
2	195	30	15.4	91.8	8.2	0.0	1,663	56	3.4

(注) 1 平成20年以前は、旧法第5条、平成21年以降は、法第4条違反の事業場数である。
(法第4条第1項「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金
額賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」旧法第5条も同文である。)